

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。最初は、全日本不動産協会東京都本部の皆様でございます。

（全日本不動産協会東京都本部 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いします。写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 ご苦労さまでございます。石川本部長はじめとする皆様方、平素よりのご協力、ご理解に対しまして感謝申し上げます。

まず、創立70周年、誠におめでとうございます。これからも不動産取引の安全、公正の確保、それから今、省エネ住宅とか、今どんどん気候変動など、1軒1軒のお宅が持つ機能とか、そういったことが価値として考えていかなければならない時代でございます。

現場のお話など、今日、短時間ですが、伺えればと思います。よろしくどうぞ。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等についてお聞かせいただければと存じます。

○全日本不動産協会東京都本部（石川本部長） 東京都本部長の石川でございます。

まず、先ほど知事もお話しされましたけども、私ども東京都本部の70周年、それから、保証の50周年、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。そればかりでなく、感謝状まで頂戴いたしまして、本当に心から感謝いたします。御礼を申し上げます。

本年も予算要望の機会、また設けていただいてありがとうございました。今回の要望も、単純に単年度の要望ということだけでなく、継続してお願いしたいことも含まれております。それから、先ほど知事もお話ありました住宅政策に関する件も、省エネ、それから再エネ、そういったものも含めて要望をさせていただいております。さらに、私ども宅建業者の免許に関する件の要望とか、あと、中小企業に対する支援の要望、こういったものもさせていただきますので、今度ともさらなるご支援をお願いしたいと思います。

それでは、私の挨拶はこのぐらいにいたしまして、担当の田代理事より、詳細について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○全日本不動産協会東京都本部（田代理事） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。私、当協会の理事を務めております田代と申します。よろしくお願いいたします。

今回は、都市整備の推進に関する要望、住宅政策の推進に関する要望、そして、中小不動産業者への支援に関する要望、3つの項目について要望をさせていただくことといたしました。

それでは、要望書の最初のページをお開きいただきたいと思います。

まず、1ですね、都市整備の推進に関する要望。

（1）無電柱化のさらなる推進についての要望となります。これまでも都においては、全国に先駆けて条例化を行い、多くの計画の前倒しに取り組むなど、都心の都道では無電柱化が進んでおりますが、それ以外の都道や狭い区市町村道などでは依然として対応が遅れている現状でございます。引き続き積極的に取り組んでいただきたいということで、こちらは昨年に続いての要望とさせていただきます。詳しい内容については要望書のほうに記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（2）首都直下地震等への備えについての要望となります。災害対策について要望するきっかけとなりましたのは、今年の10月に、10年ぶりに都の防災対策の立案の基礎とするために、首都直下地震等による東京の被害想定を公表したことによるものです。特に首都直下地震対策では、基本計画において定めている国が講ずべき措置に加え、さらなる防災力強化のための施策を着実に実施することを国に求めるとともに、法が定めている計画等に位置づけられた都や区市町村の対策に係る財政上の措置等を都に問題提起を行うこととし、さらに、都の後押しを行うためにも、都に、国に対し具体的な対応を求めるべく要望することとしたものです。内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、2つ目の項目です。住宅政策の推進についての要望となります。

（1）省エネ・再エネ住宅の普及促進のための支援の充実については、昨年も同様に要望をしてきているところで、継続となります。現在、都においては知事を先頭に、H T Tというキーワードで省エネ・再エネ対策に取り組んでおり、私どもの団体でも都の取組に協力すべく、住宅政策本部が設置した省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームに参画するなど、カーボンハーフやゼロエミッション東京の実現に協力させていただくこととなりました。折しも地球温暖化やウクライナ環境の影響によるエネルギー供給の問題等が重なり、電力逼迫が引き続き懸念される現在、省エネ・再エネについては大きな社会問題となっているところから、この取組に配慮して、今回も継続して要望するものでございます。

続いて、（2）住宅セーフティネット制度の普及促進に向けた支援についての要望、こちらも継続要望となります。住宅セーフティネット制度の根拠法は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づくもので、現在の制度は、改正後の同法により再度運用され、5年目の現在に至っています。都においては、東京さきエール住宅というネーミングで様々な施策を展開しているところですが、さらに効果が発揮できるように、昨年に続き要望することとなりました。

続いて、（3）既存住宅流通の活性化に向けた取組についての要望となります。この要望も、以前、令和3年度の東京都予算要望において、既存住宅市場の社会的価値の向上として都に要望させていただきました。実現しなかった課題を含めた新たに要望することにしたものでございます。引き続き現場の声等を踏まえた要望というふうに形を取らせていただいておりますので、内容は記載のとおりとなっております。

住宅推進に関する推進についての4番目の（4）宅地建物取引業免許等申請手続のデジ

タル化についての要望となります。DX時代の到来を受け、先行したIT重説に加え、今年の5月より、不動産取引の電子契約も始まり、現在、国土交通省や東京都においては、宅建免許の申請等のオンライン化に着手しています。改めてユーザー視点に立った使いやすい開発を行うように、国と都に継続して求める要望になっています。

最後の項目、3番、中小不動産業者への支援に関する要望。

（1）セーフティネット保証第4号に係る指定期間の継続的な延長についてとなります。セーフティネット保証については、これまでも保証5号を中心に、都を通じて国に働きかけるよう継続して要望してきているところです。今回は、突発的な災害が発生した地域に限定された保証4号については、コロナ対策の一環で東京都も対象地域に包含されており、再びコロナの感染拡大が想定されていることから、4号での保証が継続して受けられるよう要望するものでございます。

最後に、（2）デジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な支援強化となります。住宅政策の推進についての4番目の要望でも説明させていただきましたが、DX時代の到来を受け、私どもの団体において、会員事業者への新たな業務支援等を側面から支援するためにも、IT化を進めるために、国と都に必要な支援を求める要望となっております。

今回、私どもの令和5年度東京都予算等に対する要望の説明は以上でございます。引き続き特段のご配慮、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かございまして、そのうち、幾つか私のほうからお伝えしたいと思います。

まず、無電柱化、いつも入れていただいております。自然災害で、いかに断線をすると停電になってということ、大分皆さん、もう見慣れた風景なので、なかなかそういう発想もなかったんですが、もう現実のほうがそうなっているということで、東京都無電柱化計画、そしてまた、例えば島のほうは、台風が来るたびに停電しちゃうんですね。ということで、今、徹底して、島における無電柱化ということを集中的に今取り組んでおります。引き続き国へ、国道、都道だけではございませんから、市区町村道をどうするか、連携取りながら、積極的に進めていきたいと考えております。

それから、デジタル化についてですけれども、宅建業の免許などの申請手続、こちらをオンラインで可能にするような目標を都として掲げております。大臣免許、知事免許申請、宅建士登録申請、これに係ります全国共通のシステムを国に構築をするよう働きかけております。これからも団体や会員の皆様方に意見をしっかりお聞きしながら、国と密接に連携しながら、安全安心なシステムの構築に取り組んでまいりたい、私のほうから、以上2点、お伝えいたします。

○司会 住宅政策本部長からお願いします。

○住宅政策本部長 本部長の山口です。いつもお世話になっております。

私のほうから、まず最初に、省エネ・再エネ住宅の普及促進の関係です。貴協会にもご参加いただいておりますが、住宅関係団体の皆様と連携を図るために、プラットフォーム設立しまして、この活動を通じて、省エネ・再エネ住宅に係る施策、それから補助制度などの情報を、なるべく速やかに皆様方にお伝えをしているところでございます。今後も各団体の皆様が行う普及促進などの取組への支援を強化しながら、住宅のゼロエミ化を推進してまいります。

それから、住宅セーフティネットの話でございます。やはり貸主の方にとって、魅力的で活用しやすい制度にしていくことが大事でございます。国に対しましては、補助要件の緩和など、引き続き働きかけをしていきますとともに、貸主の方のニーズを踏まえた都独自の支援策を検討してまいります。さらに、各地域における居住支援のいろんな取組を踏まえまして、貴協会をはじめとする不動産業団体様のご協力を得ながら、都が一体となって本制度の普及啓発の強化に取り組んでまいります。

最後に、既存住宅流通の活性化のお話です。やっぱり安心して売買ができる市場の整備、これに向けまして、インスペクションとか、それから瑕疵保険の活用、あと既存住宅の取引時に、その価値がきちんと評価されるということがやっぱり大事でございます。そのため、国に対しては、適正な建物評価手法の普及、これを引き続き働きかけをしていきますとともに、都としましても、良質な既存住宅の価値や性能がきちんと評価、選択される、そうした市場の形成に向けた取組を展開していきたいと思っております。

私からは以上です。

○司会 都からのコメント、以上でございます。よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はありがとうございました。

（全日本不動産協会東京都本部 退室）

○司会 次は、日本賃貸住宅管理協会の皆様でございます。

（日本賃貸住宅管理協会 入室）

○司会 要望書の手交をお願いいたします。写真撮影を行いますので、マスクをお外しください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 塩見会長をはじめとする皆様方、ご苦労さまでございます。

居住支援協議会の構成員を務めていただいております。また、居住支援法人として、都

の住宅政策に幅広くご協力いただいております。感謝申し上げます。

今日は短い時間ですけれども、現場の声をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○司会 それでは、要望等についてお聞かせ願いますでしょうか。

○日本賃貸住宅管理協会（塩見会長）

〔テープ中断〕

どうも本当ありがとうございます。感謝しております。

私ども日本賃貸住宅管理協会は、賃貸住宅の健全な維持、また、快適な賃貸住宅の経営の管理をするために一生懸命やってる協会でございます。今日は4点の要望をお持ちさせていただきましたので、ぜひとも意見交換できたらありがたいと思っております。

ちょっと私、一言だけ、ついおととい、5回目のワクチンを打ってきまして、何が言いたいかというと、本当皆様のおかげでこのようなワクチンの広がりをして、大変かなと思って感謝しております。本当、今日は大切なお時間、よろしくお願いします。

それでは、まず、十河幹事のほうから、要望の1番目を報告と説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○日本賃貸住宅管理協会（十河東京都支部上席幹事） 私は東京都支部上席幹事の十河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、要望事項1につきましてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

高齢者、それから障害者、子育て世帯等、いわゆる住宅確保要配慮者の方々の居住安定化を図るためには、東京ささエール住宅、いわゆるセーフティネット住宅、こちらの専用住宅の供給促進が非常に重要だなというふうに私どもは考えております。しかしながら、一方で、この専用住宅に登録をいたしますと、賃貸住宅の経営者、大家さん、あるいは私ども経営代行者の管理会社にとりましては、入居者が要配慮者に限定されてしまいますので、物件の稼働を高めたいときに、これが一つの不安材料になって、なかなか登録が進んでいないという現状が実際ございます。

私ども当協会は、平成31年から居住支援法人の指定を受けておりまして、賃貸住宅とか、あるいは居住支援に関する要配慮者の方々からのいろんなご相談の業務なんかも行っております。ぜひ、東京都様におかれましては、要配慮者の方々の入居促進であるとか、あるいはご入居後の生活の安定について、私どもを通じて、この専用住宅に特化したところでの活用状況であるとか実態の把握をいただきまして、登録促進の施策に関する拡充をぜひお願いしたいということで、今回の要望事項に入れさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きましては、要望事項2につきましては、副支部長の丸山よりご説明させていただきます。よろしくお願いします。

○日本賃貸住宅管理協会（丸山東京都支部副支部長） 東京都支部副支部長の丸山でござ

います。

私からは要望事項2についてご説明させていただきます。

少子高齢化が急速に進む中、人口維持の水準を下回る現状の改善に向けては、子育て世帯にとってより住みやすい住環境の向上が急務の課題です。そのため、民間賃貸住宅においても子育て支援の取組が重要であり、子育てに配慮した民間住宅である、都の子育て支援住宅認定制度による認定住宅のさらなる供給促進が必要です。また、今後さらに増加する高齢者について、住まいの安定確保に対応するためには、公共住宅のみならず、高齢者の多様なニーズに対応できる民間賃貸住宅の供給促進が必要と考えます。

子育て世帯や高齢者向けの住宅等の供給数を増やしていくためには、東京都子育て支援住宅認定制度やサービス付高齢者向け住宅の整備費補助制度等を広く事業者向けに周知し、認知度を高めていくことが重要であると考えます。

東京都におかれましては、当該制度等の社会的意義や認知度向上に向け、当支部主催セミナー等における講演等を通じた周知を要望いたします。

引き続いて、要望事項3については、荻野よりご説明申し上げます。

○日本賃貸住宅管理協会(荻野常務理事) 常務理事を務めております荻野でございます。

私からは、要望事項の3についてご説明させていただきます。

ご案内のとおり、今後30年以内に首都直下型地震の発生の確率が70%とされております。19万棟を超える住宅の建物被害が想定されているところでございます。災害時における被災者の居住の継続や早急な復旧・復興への備えを進めるには、住宅を失った者に民間賃貸住宅等の提供を迅速に行う必要がございます。当協会東京都支部は、昨年より内部で研究会を立ち上げ、災害時、民間賃貸住宅の応急仮設住宅を円滑に提供できるよう、賃貸住宅管理業者向け災害対応マニュアルの制作を起案し、現在、来年3月を目途に完成に向けて制作を進めているところでございます。

つきましては、東京都においては、東京直下型地震等の大規模災害発生時における賃貸型応急住宅供与フローの早期構築及び、引き続き当協会が作成中の賃貸住宅管理業者向けの災害防災マニュアルへのご指導、そしてご協力を要望するところでございます。

最後に、来年が関東大震災からちょうど100年の節目となりますので、我々業界としても、それを機に、もっと防災意識を高めるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、要望事項4について、塩見のほうからご説明させていただきます。

○日本賃貸住宅管理協会（塩見会長） ありがとうございます。4番目の賃貸住宅管理法及び当該法律に基づく登録制度の周知、協力について要望させていただきます。

ご存じかと思いますが、昨年の6月に、我々は賃貸管理法というように呼んでおりますが、管理法で初めて、正式な法律が施行されました。非常に我々の業界にとってはありがたいことですし、身が引き締まる思いでございます。

ただ、残念ながら、まだまだ一般オーナー、一般の入居者に浸透してるとはちょっと言

い難いのではないかなと思いますので、当然、私どもの業界挙げて、この業法施行を広げていくでございますが、ぜひ東京都と一緒に、この業法の意味、つまりオーナーさんに安心安全、快適な住まいを提供するという責務もございますし、入居者に対しても、こういう登録してる、施行してる、管理してる賃貸住宅に、推薦まではいいですけども、周知していただければありがたいなということを申し上げまして、第4の要望にさせていただきます。ぜひともよろしくお願いいたします。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かご要望がございましたうち、私のほうから2点、お話しさせていただきますと、まず、1点目のささエール住宅、専用住宅についてでございます。

専用住宅の登録を促進するため、これまで皆様方のご協力を得ながら、東京ささエール住宅、実態把握であるとか普及啓発に取り組んでまいりました。引き続き専用住宅の効果的な活用の事例、それを捉まえたり、また、周知活動などを行ってまいります。加えまして、専用住宅の登録に伴って、貸主の方や管理会社の不安を軽減するため、都独自の支援策など検討していきたいと考えております。

それから、もう1点、私のほうから、子育て支援住宅です。それから、サービス付高齢者向け住宅、サ高住の供給促進に向けてであります。区市町村と連携を図りながら、事業者、そして対象になる世帯への広報を進めております。これからもさらに普及させていくために、今、皆様方、協会などとの関係団体などと連携して、積極的に周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

私のほうから以上です。

○司会 住宅政策本部長からもお願いいたします。

○住宅政策本部長 本部長の山口です。よろしくお願いいたします。

私からは、まず、賃貸型の応急住宅の供与フローの構築の関係と、あと、災害対応マニュアルの関係について、これ、災害時に賃貸型の応急住宅を迅速に提供するための訓練を区市町村や貴協会を含む関係団体の皆様と連携して実施をしております。また、令和5年度も引き続き実施していきますとともに、あと供与フローを含む実務のマニュアルのブラッシュアップを行う予定でございます。あと、貴協会のマニュアルにつきましても、災害時に効果的に連携が図れるように内容を確認させていただいて、必要に応じて支援を行わせていただくなど、引き続き協力を行ってまいりたいと考えております。

それから、次に、賃貸住宅の管理業法の関係です。都内では約4割の世帯が民間賃貸住宅に居住されております。設備の修繕とか、賃貸の管理に関する相談がやっぱり都にも多く寄せられておりまして、こういう面で、やっぱり賃貸住宅の管理業の普及を通じて住環境の実現に貢献されている貴協会の役割は非常に重要であると考えております。

都としまして、昨年創設された賃貸住宅管理業の登録制度につきまして、相談窓口とか、あと都民向けの講習会など、いろんな機会を活用して、引き続きこの法律の周知を図

っていきたいと考えております。以上です。

○司会 都側からのコメント、以上でございますが、よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○小池知事 ご苦労さまでした。

（日本賃貸住宅管理協会 退室）

○司会 続きまして、東京都生活協同組合連合会の皆様でございます。

（東京都生活協同組合連合会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 村上会長理事をはじめとする皆様方、平素よりの都民生活に対しての様々なサービス提供、ありがとうございます。暮らしの向上、食の安全、災害ボランティアなど、そして、地域福祉もですね、様々な分野で社会貢献進めておられますこと、感謝申し上げます。

今日は短い時間ではございますけれども、現場のお声を聞かせていただければと思います。よろしくどうぞ。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や重点的な要望等についてお聞かせ願えればと思います。

○東京都生活協同組合連合会（村上会長理事） 昨年6月に会長に就きました村上でございます。

日頃より小池知事をはじめ、関係局の皆様には弊会及び都内各生協の活動へご理解とお力沿いを賜り、誠にありがとうございます。本日はご多忙の中、予算要望の機会をいただいたこと、また、これまでまちづくりの推進や防災・減災、医療・介護事業者支援などに予算措置を講じていただいたことに心より感謝を申し上げます。

東京都生協連は、大学、医療、職域、地域購買の69生協が会員になっておりまして、今年の3月現在、おかげさまで組合員数は305万世帯に達しております。特に都内12の自治体では世帯の過半数に加入をいただき、大変多くの方にご利用いただいております。

本日は、組合員数、事業高で、弊会の中核であります地域生協の役員とともに伺いをしております。参加者は、知事より向かって右から、パルシステム連合会、大信理事長、生活クラブ東京、増田理事長、パルシステム東京、松野理事長、コープみらい、新井理事長、東都生協、石渡副理事長、コープみらい、永井副理事長、随席は弊会専務理事と事

務局でございます。

では、私から、要望を4点お伝えし、2人の理事長より補足発言をさせていただきます。

1つ目として、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりのために、生活困窮者、社会的弱者の支援に取り組むNPOや市民団体への支援の拡充を要望いたします。支援団体からの聞き取りなどにより現状を把握いただき、現在の支援制度の検証や見直しにつなげていただきたいと思います。なお、先週、知事が今年度補正予算案の一つとして示された東京おこめクーポン事業は、低所得者に対する温かい生活支援として、私どもも大変うれしく受け止めております。

2つ目は防災・減災についてです。要望を申し上げる前に、せんだって、海面上昇や台風の強大化に備えて、東京都が全国に先駆けて沿岸部の防潮堤のかさ上げ計画案を取りまとめられたことに敬意を表します。私どもは、特にコロナ禍における首都直下地震や風水害などの大規模災害時の在宅避難に関する考え方を明らかにして、それを都民に周知すること、そして、在宅避難者に対する具体的な支援策を講ずることを要望いたします。現在、私どもと締結いただいております災害時における応急生活物資供給協定についても、在宅避難者支援に関する内容を、都の関係局と連携をしながら補強していきたいと考えております。

3つ目は、生協の配送車両の駐車規制についてです。都内では、毎日3,000台を超える生協のトラックが組合員の暮らしを支えています。その中で、年間約1,500件の駐車違反の取締りを受けており、そのほとんどが5分以内の短時間の駐車です。生協だけ見逃してくださいというふうに申しません、そんなつもりはないんですけども、悪質な長時間駐車とは異なりますので、せめて10分程度経過してから取り締まるなどのご配慮を要望いたします。

最後に、これは要望書には書いてございませんが、現在、東京都が企業や団体と進めておられる包括連携協定、ワイドコラボ協定についてです。後ほど新井理事長から補足させていただきますが、私どもは、今以上に幅広く東京都と連携することで都民の生活の向上に貢献できればと考えておりますので、ご検討をお願いしたく要望いたします。

では、最初に、松野理事長から発言をお願いします。

○東京都生活協同組合連合会（松野理事） パルシステム東京の理事長をしております松野と申します。このたびは発言の機会をいただき、ありがとうございます。この間の私たち生協の生活困窮者支援についてご報告させていただきます。

生協は助け合いの組織であり、国際協同組合同盟（ICA）の協同組合の第7原則としてコミュニティの持続可能な発展のための活動をうたっているように、地域に関わることをとても大事にしております。ご存じのように、コロナ禍に加え、昨今の物価高の影響もあり、生活困窮者が増えたり、その深刻度が増している中、それぞれの組織の特徴を生かした支援を行っております。その中で、3つの分野での支援についてご報告させていただきます。

1つ目は、食べ物など物品による支援です。地域生協では、日頃お付き合いのある社会福祉協議会やフードバンクなどの団体を通じてお米を寄贈しています。前回ご報告させていただきましたような新宿や池袋などでの炊き出しへの食材提供も引き続き行っています。今年は食料品だけではなく、化粧品もお渡しすることができました。どの場でも、私たちはお渡ししっ放しではなくて、当事者の声や反応を関連団体からフィードバックしていただいて、次につなげております。

次に、医療生協では、コロナ禍で医療や介護の現場が逼迫する中でも、従前から行っている暮らしの困り事に寄り添う地域密着よろず相談事業や無料低額診療に取り組んでおります。

3つ目は奨学金制度です。大学生協や地域生協などの会員生協では奨学金制度を設けております。大学生協は、扶養者を亡くされて困っている学生に学業継続を応援する奨学金を、地域生協では、例えばコープみらいでは、独り親の家庭の高校生などを対象に、パルシステムは大学生、専門学校生を対象にと、対象や金額など仕組みは違いますが、多くの志を集めてお渡ししております。多様な対象があることで若者を広く支えることができます。どれも返済不要の奨学金です。

最後に、東京都の困窮者支援事業には感謝しております。そして、来年度も新たな取組を計画されていることに大きな期待を持っております。都政が仕組みや制度で都民を支えていただき、私たち生協が地域で活動していくことで、東京が希望のあふれるまちになるよう、共に頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○東京都生活協同組合連合会（新井） コープみらいで理事長の新井と申します。東京都と東京都にある生活協同組合が、都民生活の向上を目的に共に力を合わせることで、地域を豊かにできると信じております。

私から、東京都とのワイドコラボ協定についてコメントさせていただきます。この間、2つの協定を締結させていただいております。

1つ目は、1996年、災害時の応急生活物資の供給に関する協定です。三宅島噴火災害や伊豆大島土砂災害時、物資供給や人的支援等で復興活動に取り組んでまいりました。

2つ目は、2016年、高齢者等を支える地域づくり協定を結んだことで、見守り協定を島嶼部を除く都内全ての自治体と締結いたしました。毎日約3,200台の宅配トラックが都内をくまなく巡回していますので、昨年度は160件の異変を発見し、警察や地域包括支援センターに発信しています。

さて、気候変動やコロナ感染拡大、ウクライナへの軍事侵攻等、私たちの命と暮らしと尊厳を守ることすら危ぶまれています。このような状況下に、私たちはより幅広く連携することで、2つの協定以上に都民の生活の向上が図れると考えております。

想像してみてください。発災直後から1週間後、1か月後、半年後、被災者、被災地のニーズは変化いたします。また、高齢者の見守りだけでなく、子供たちや障害を抱える方々、生活困窮者など、取り残されがちな方々へのサポートは重要なのではないのでしょうか。こ

の課題を克服するためにも、包括的な協定の必要性を感じております。東京都と協定を結ぶことはスタートであり、ゴールではありません。様々な課題を明確化して、どの分野で力を発揮できるか、協議しながら進めていきます。そして、持続可能な連携を強化していくため、締結後も定期的な話合いの場を大切にします。

結びに、東京都民でよかった、この地域に住んでいてよかったと一人でも多くの都民の皆さんから言っていただけるよう、東京都と連携パートナーとして、私たち東京都生協連も305万人の組合員とともに力を合わせていきますので、東京都とのワイドコラボ協定の締結について、前向きなご検討をお願いし、発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○東京都生活協同組合連合会（村上会長理事） 私どもからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かご要望を伺いました。私のほうから何点かお伝えしたいと思います。

首都直下型地震ですけれども、ちょうど来年が100年、それから、様々な風水害がこれまでも考えられなかったような激甚の被害がもたらしてきております。そういった災害時の避難者に対してですけれども、まず、都は、これまで避難所が過密にならないように、ホテルなどを活用した新たな避難先の確保、そして、区市町村に対しての避難所の運営に関する感染症対策ガイドラインの策定、周知、そして、在宅避難に必要な日常備蓄の普及啓発などに取り組んでまいりました。在宅避難者など、避難所以外で生活する被災者への支援の在り方についても検討をいたしまして取りまとめていきたいと、このように考えております。

それから、駐車場のってだったか、駐車問題ですね、配送車両問題、駐車規制の関係でありますけど、毎年伺ってはいるんです。今年3月に、総合的な駐車対策の在り方を策定して、需要に応じた荷さばきスペースの確保に向けて取組を推進するということといたしております。また、宅配、集配中の車両に対する駐車規制ですけれども、交通への影響が少なく、集配車両が多い箇所についての見直しを図ってまいりました。引き続き関係局の話も聞きながら検討していきたいと考えております。

私からは以上でございますが、加えてどうぞ。

○司会 次、福祉保健局長、お願いいたします。

○福祉保健局長 日頃からの私どもの事業にご協力をいただきましてありがとうございます。私のほうからは、生活困窮者、社会的弱者への支援に取り組んでいる皆様への支援制度についてお話しさせていただきます。

私どもで、子どもの貧困対策支援事業によりまして、住民に身近な区市町村が、生活に困窮する子育て家庭からの相談支援に対応するための体制づくりなどを支援してございます。また、地域に根差した子供食堂の活動を支援するため、運営経費の補助をしております。

すけれども、今年度からは、運営経費やこども食堂の立ち上げ経費の支援についても拡充をしております。引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

○司会 ワイドコラボ協定について、政策企画局長からお願いいたします。

○政策企画局長 ワイドコラボ協定について、私からお答えをさせていただきます。

現在、都を取り巻く社会課題は大変複雑になってございまして、行政単独では解決が困難な課題もたくさんございます。お話ございましたけれども、本連合会様とは、これまでも高齢者の見守りですとか防災、あるいは応急物資、消費生活の様々な分野で連携をさせていただいてきております。

今回、新たにワイドコラボ協定締結のご要望をいただきました。今後、どのように連携を強化していけるのか、実務的に調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○司会 都側からのコメント、以上でございしますが、よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都生活協同組合連合会 退室）

○司会 次は、東京都助産師会の皆様でございます。

（東京都助産師会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 宗代表理事はじめとする助産師会の皆様方、こんにちは。今日はわざわざお越しいただきました。助産、そして母子保健を支えるプロフェッショナルな皆様方でございます。子供を安心して産み育てられる環境づくりにご尽力いただいていることを改めて感謝申し上げます。

今日は短時間ではございますけれども、皆様方の現場の声を聞かせていただければと思います。よろしくどうぞ。

○東京都助産師会（宗代表理事） ありがとうございます。まず最初に、このように直接知事にお話をする機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

現在の長引くコロナ禍の中で、子育ては非常に厳しい状況に置かれております。産後鬱とか虐待の危険性など、お母さんを取り巻く孤独な子育てをしている状況で、お母さん方の環境は非常に悪くなっております。そんな中で、助産師たちは、お母さんの一番そばに

寄り添って、お母さんたちを支えております。

本日、要望事項、この6点になりますけれども、ちょっと1つずつお話をさせていただきます。

まず、小池都知事になってから、お母さんたちを支える施策が非常にきめ細かく実現していることに対して、日頃から非常に感謝しております。ですけれども、全ての出産を経験する女性が、産前産後のケア・支援サービスを利用できるよう支援されたいということでもいつも言っておりますが、非常に地域差がございます。せっかく東京都が産後ケアについては10分の10の補助をするということを言っていたにもかかわらず、地域差が非常にまだまだあるんですね。ですので、これを全ての女性が平等に受けられるように、さらに推進していただければ大変うれしいと思います。

2つ目ですけれども、助産所というところは自然のお産を担うところでもあり、昨今は産後ケアの事業を担う非常に重要な場所になっております。しかし、助産所は設立、運営に対して補助が非常に受けにくいところで、はっきり言って、出来高払いというんでしょうかね、実際利用する人がいれば、産後ケアの助成が受けられるんですけれども、実際の運営費とか人件費については、保育所とか福祉施設に比べると補助が非常に少ないところがありますので、存続自体が難しい。さらに、新たに設立しようとする、全て自前で設立しなければいけないんですね。東京都の中で、自分で土地を買って家を建てるということ自体は現実的には無理ですので、なかなか難しい部分がございます。その点、賃貸でしているところも多いんですけれども、賃貸していても、助成していただけるように要望をしたいと思います。

3点目ですけれども、助産所における安全で安心な分娩を支援されたいというところなんですけれども、これにつきましても一つお礼を言わせてください。この中で、妊婦が助産所で妊婦健康診査を受診したときに、直接妊婦健診票が使えなかったんですね。これはもう15年以上要望してきたことなんですけれども、やっと今年になりまして、前向きに取り組んでくださっておりまして、それも小池都知事になってからのことだというふうに思っております。実際、直接妊婦健診票を助産所でも使えるような仕組みになっていくということで手続が進んでおりますので、これについてもお礼を申し上げたいと思います。

それから、助産所というところは自然のお産を扱うところなんです、嘱託医師という者がいなければできないんですが、実は、東京都23区、26市、たった3人の嘱託医がほぼ担っているという状況がございます。ただ、周産期システムが非常にしっかりしているので、本当に大変なときはきちっと受け止めていただいているんですけれども、やはり身近な医師に相談できるようなシステムを、さらに行政のほうからもご支援いただければうれしいなというふうに思っておりますので、この点もよろしくお願いいたします。

あと、助産師の能力向上に向けた取組は、常にご支援いただいております、ありがとうございます。

4点目になりますけれども、東京都はNICUがある大きな病院がたくさんありまして、

未熟児ですとか障害を持ったお子さんたちがNICUに入るんですけれども、ご出産した後、子供は入院している、お母さんは家に帰る。そうすると、子供とお母さんが別れております。子供が家に帰って、お母さんが大変な状況ですと、保険適用とかでサポートができるんですが、子供はNICUに、お母さんは家にいるときのサポートが非常に難しいんです。ですけれども、そのときこそ助産師がサポートして、ご存じだと思いますけど、本当に小さい未熟児は母乳を飲むことによって生存が可能になります。ですから、お母さんの母乳のサポートができるのが助産師なんです。なので、子供が病院にいても、お母さんは家にいるときに、ちゃんと母乳ケアができるようなシステムというか、そういうサポートをさらに充実していただきたいというふうに感じております。

5つ目ですけれども、こちらは、コロナ陽性妊婦に対する様々な支援を東京都のほうで予算化していただきまして、また、私ども助産師の力を発揮させていただいているということで、非常に感謝しております。実際、8月には、コロナ陽性妊婦が非常に爆発的に増えました。そのときに、私たち助産師が、昨年11月から行っていた事業なんですけれども、現実的には、今年の1月ぐらいから徐々に増えてきて、8月は本当にたくさんの陽性患者が出たために、もういっぱいいっぱい、私たち電話をかけたり、健康観察をいたしました。そして、希望される方には訪問をして、赤ちゃんが元気かどうかを確認するというのもやっております。こういったことも、東京都のほうで私どもを認めていただいて、させていただいてることに対して、非常に感謝しております。さらに、今年の9月末までという話だったんですが、来年の3月末までということで、この東京都の予算が延びておりまして、そのことに対しても非常に感謝しております。ありがとうございます。

最後になりますけれども、中学校・高校における助産師による包括的性教育の実施を推進していただきたい。これはずっと言っていることなんですけれども、なかなか助産師の活用が現実化していないところがございます。自前で私どもは中学校、小学校、高校に行っておりまして、性教育をしておりますけれども、東京都でも予算がついたというところで、ぜひ助産師たちの力を、ここでも助産師も参画させていただきたいということでお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。以上になります。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望でございました。

私のほうから、まず、とうきょうママパパ応援事業という事業をしております。これは、専門職による妊婦への面接などと併せて産後ケア事業を行う区市町村、その区市町村を独自に支援するというシステムであります。住民に身近な区市町村ですから、地域の実情に応じて、母子保健サービスに取り組めますように、都は産後ケア事業などの活用、積極的に働きかけてまいります。

そして、もう1点、一番最後の点だったかと思いますが、都は、中高生などの思

春期特有の健康上の悩みに対応する相談窓口、これ、とうきょう若者ヘルスサポート、分かりやすく「わかさぼ」と呼んでおりますけれども、こちらを開設をいたしまして、助産師の皆さんなど資格ある方が電話相談を行っていただいております。来月以降は対面やメールで相談も開始をすることといたしております。また、妊娠適齢期、婦人科の疾患などに関しての相談支援、健康、教育、普及啓発、これらを実施する区市町村を支援をしていくということで進めております。

私からは以上です。

○司会 教育庁次長からもお願いいたします。

○教育庁次長 教育庁でございます。今お話ございました包括的性教育の推進に関してでございますけれども、学校におけます性教育の指導につきましては、学習指導要領等に基づきまして、児童生徒の発達段階を踏まえました年間計画を作成しまして、組織的、計画的に実施してございます。これを受けまして、都の教育委員会のほうでは、生命の尊さにつきまして、発達段階に応じた指導事例や、皆様方、専門家の方々と連携した授業の進め方を掲載しました性教育の手引などを作成しまして、各公立学校に配布するなど、各学校における学習指導のさらなる充実に努めることを考えてございます。以上でございます。

○司会 福祉保健局長からもお願いいたします。

○福祉保健局長 私のほうから、4点についてお話しさせていただきます。

1点目は、助産所における安全、安心な分娩についてですけれども、こちらにつきまして必要な支援を行っておりまして、また、お話にありました助産所における受診票の利用についても、現在、区市町村とも検討を進めているところでございます。

それから、2点目は、助産師の皆さんの能力向上に向けた取組ですけれども、こちらも皆様方の協力を得まして、助産師の知識と技術の向上を目的とした講習会を実施しております。効果的な講習会が実施できるように、今後も皆様方と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、3点目は、助産師によるNICU等の入院児のお母様の支援ですけれども、私ども、NICU等入院児の外出や外泊訓練等のサポートや在宅への移行の訓練に要する病床の確保などの事業を行っております。また、NICU等入院児の円滑な在宅移行や移行後の療養生活を支援する人材を育成するために、助産師の方も含めまして、地域の医療保健関係者等に対して研修なども実施しているところでございます。引き続きよろしくお願いたします。

それから、最後に、コロナ禍における電話相談、お話ございました。私どもとしては、令和3年1月から、新型コロナウイルス感染拡大に伴う妊娠期から産後の心身の不調や育児不安、産後鬱のリスク等に対しまして、妊産婦及びご家族を対象に、より一層寄り添った助産師の皆さんによるオンライン相談のほか、コロナ感染時の妊産婦への健康観察事業についても、皆様方のご協力を受けて実施しているところでございまして、このことに関しましては、大変感謝を申し上げます。来年度に向けましても、ご要望も踏まえまして、

検討をしてみたいです。以上でございます。

○東京都助産師会（宗代表理事） ありがとうございます。

○司会 都側からのコメント、以上でございますが、よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都助産師会 退室）

○司会 次は、東京都医師会の皆様でございます。

（東京都医師会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきたいと思います。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 もう2年9か月ですかね、この間、皆様方、ご協力いただき、本当に感謝申し上げます。加えて、この冬はツインデミックと言うではありませんか。本当にこの対策など含めまして、都民の命と健康を守るというために、引き続きのご協力をお願いをしたいと思います。今日は、皆様方から、短時間で恐縮でございますけれども、現場のお声、また、今後あるべき姿などお聞かせいただければと、このように思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や、特に重点的なご要望等についてお聞かせ願えればと思います。

○東京都医師会（尾崎会長） 文書でお渡ししてあるとおり、重点事項、ありますけれども、同じことを繰り返してもあれなので、ちょっとまとめてお話をさせていただきます。

2025年以降、地域包括ケアシステムというのは大事ですので、やはり今、コロナ禍でつくれた24時間の多職種による支援体制を継続、発展させていこうということが一つでございます。

それから、やはり地域包括ケアシステムというのは多職種連携ですが、診療所と病院の連携もすごく大事ですので、今度できた都立病院機構のみならず、東京の民間病院がしっかり健全に運営していくということも非常に大事になりますので、その病院の支援というのもお願いしておりますので、よろしくお願いします。

それから、一方、私はもう71になりましたけれども、診療所の医師が50代、60代が今主流なんですね。ですから、2040年頃になると、このままいきますと、60代、70代、場合によっては80代の人が主流になってしまって、とても地域包括ケアを担うようなことができません。ですから、今、30代、40代の開業する医師が減ってますので、この辺を、例えば東

京の医師アカデミーとか、それから、民間病院にも協力してもらって、やはり総合診療医、そういうかかりつけ医にふさわしいような医師をつくってくということを東京で考えていただきたいと思います。というのは、今、大学はほとんど専門の、各科のそういう、従来の専門医の育成には力を入れてますが、総合診療医に力を入れる気があまりないので、ぜひともこの辺を、東京のほうでそういう仕組みをつくっていただきたいと思います。

それから、もう一つは、将来的にあるのは、やはり温暖化とかですね、それから自然破壊、そういったものが進んでますので、またパンデミック、それから災害、これがいつ来るか分かんない状態です。このときに、平時に強い、平時に余力を持った医療体制をつくりつつ、また、この有事にどういうふうにやると医療が逼迫しないか、この辺については、猪口副会長のほうから話をしてもらいたいと思っています。

それから、各年代を通じて、やはり予防医療に力を入れて、切れ目のない健診体制とかを充実することによって、これが少子超高齢の中で、皆さんの、何ていうのかな、健康寿命延伸にもつながるし、ということになります。ですから、やはり切れ目のないそういう体制を、予防医療をつくっていききたいということもぜひ協力をしていただきたいと思います。

それから、中和抗体というのがあるんですが、平川副会長のほうから説明があると思いますが、結局、ワクチンを4回打っても、高齢施設などでは抗体がほとんどできてない人が1割ぐらいいんということが分かってきました。ですから、こういったものを、中和抗体の定量検査というのをもうちょっと活用して、どういう人に重点的に、そういう感染を防ぐ対策を練ったらいいか、そういうことも東京都として考えていただくとありがたいなと思っていますので、その辺を副会長のほうから話してもらいます。以上でございます。

○東京都医師会（猪口副会長） では、どうもいつもお世話になってます。副会長の猪口です。

私のほうからは、こう資料を出してありますけれども、災害時の、もしくはパンデミック時のサージキャパシティとしての平時からの臨時医療施設の準備と、これ、去年ほとんど同じものを出しているんですけども、これ、そのサージキャパシティとしての専用病院という言い方をしました。でも、今回のパンデミックで、医療法の問題だとか、それから、こういうときには臨時医療施設という非常に別枠のほうが使いやすいんだというのがはっきり分かったわけですね。ですから、これは臨時医療施設という考え方で進めたらどうかと思っています。

ページにして、1ページの下ですけれども、今回、よく分かったことは、通常医療を割いて、それ用の、コロナ用の病床であったり、これは災害時もそうなんですが、それ用の病床をつくるというのは限界があるんだと。第五波、第六波、第七波と、病床を増やしていくことはなかなかできなかったわけです。

2ページ目、上を見ますと、これは、東日本大震災のときの日赤ですけれども、このとき、こういうロビーで診てるんですね。実際、パンデミックのときにはこんな診方はでき

ないわけですし、それから、災害時もこれで重症の患者さんが助かるとはとても思えません。

その下の段は、新しい被害想定です。それでも負傷者は9万3,000人いますし、重症者は1万3,000人います。我々は、今度、通常医療を割いて用意できたのは、中等症も含めて5,000床、6,000床であります。ということは、今のままでは本当に震災が来たときにはどうしようもないと、これは、それをしっかり直視しなくちゃいけない現実だと思います。

3ページの上ですけれども、その中で、我々は、今度のパンデミックで非常に成功を取めたのは、旧女子医大の、要するに空っぽとなった施設に人を送り込んで診ることによって、非常に機能よく診ることができた。その後、世田谷、渋谷と、それから、今度は都民の城をそういう臨時医療施設として活用しますが、やっぱりそこに通常医療の患者さんがいない場所があるから非常にうまく活用できるんだということは、もう実体験として分かったわけです。これはもともと、その下のところの米軍の病院船だとかでやってる方法をうまく応用していくと、平時から備えることができます。

4ページまで持っていくと、上の写真では見えるとおり、ふだんはがらがらにしておくわけですね。病院施設としてしっかり造っておいて、その中に、一部のスタッフが教育スタッフとしてそこにいまして、登録する医療人を常に訓練して、登録制にしていくわけです。災害時のDMATがそうなんです。JMATもそうですし、災害時医療というのは、訓練を受けた皆が登録をして、いざというときに集まる。病院の一部を全く災害用にするとかパンデミックにするという、その病院が、もうほとんど違うことができないんで機能ができないんですが、それぞれの都内の病院、都内640の病院が、例えば3人ずつぐらいだけでも人を出せば、これは機能しちゃうわけです。だけど、3人奪われた病院は、そっちも大丈夫にやれるわけです。ですから、広く救う訓練をたくさんして、その人たちを平時から養成をしておくということが大事だと思います。

4ページの下にまとめてあります。ふだんはシミュレーショントレーニングセンターとして置いときますけれども、そして訓練をする。有事には、パンデミックであったり、地震ですね、そういうときには、各病院から集めて、そして1,000床規模のそういう施設を造っておくと、今回のような、それから震災のようなときには絶対役に立つと思います。

日本の災害医療は、平時のものを転用するという発想だけでやってますから、なかなかうまくいかない。だから、有事のときのものを平時から用意しといて、平時には違う使い方をしておくという発想に、ぜひこういう部分にお金をつけていただければと思います。よろしくお願いします。

○東京都医師会（角田副会長） 副会長の角田でございます。私からは、重点施策としてお渡ししている1番から8番のうちの、1と2についてお話しさせていただきます。

1番の周産期から高齢者に至る切れ目のない予防医療、健診体制の充実と、これは今、尾崎会長が申しましたように、各ライフステージの予防医療、極めて重要と考えております。現在、国ではかかりつけ医機能の論議が進んでおりますが、まさにここはかかりつけ

医の出番、私どもがしっかりと受け止めて行っていきたいと思いますので、ぜひよろしくご支援のほどお願いしたいと思います。

また、2番目の国との連携の上の新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興・再興感染症、これ今、猪口副会長も申しましたように、やはりかかりつけ医等を含めた通常の医療体制と、こういった感染症の有事の体制は全く異なっているというふうに思っております。実は、今週月曜日に、私ども各地区医師会をつないだウェブ会議をしましたが、コロナと一緒にインフルエンザも実は立ち上がってきておりまして、同時感染症例が結構散見されます。ですから、この分野は本当にそういう面では、第八波に向けて、都はしっかりと私どもと連携取りながら進めていただいておりますが、やはりより一層の充実が必要だと思っております。それについては、やはり先ほど猪口副会長申しておりましたように、特別な入院施設といいますか、サージキャパシティをしっかりと確保したということは極めて重要だと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○東京都医師会（平川副会長） それでは、私のほうから・・・、特に中和抗体について、今日、お話をしたいと思います。

現在、東京都のほうから、私ども高齢者施設につきましては、抗原検査、PCR検査の支援を受けてまして、これ、本当に助かっています。職員たちの、これ勇気づけにもなりますし、モチベーションにも非常に寄与してると思っています。ただ、今回の第七波を経験して、どの施設も、どうも入り込むのを抑えるのは本当に厳しかったという話があって、入ってしまうことを前提に、どうすればいいかという形に議論が進んでいます。そこで、今回、中和抗体の検査というものを提案させていただきます。

この検査によって期待されるのは、ワクチン接種の効果が本当にあって、抗体ができているかどうか。それによって、次のワクチン接種の時期も図れますし、また、いわゆるワクチン接種や感染してもきちんとした抗体ができてない方々、こういう方々はまた二度かかることもありますし、重症化もありますので、そういった早期発見。言ってみれば、優先すべきワクチン接種者の絞り込みや、あるいは治療薬の投与についての判断にもなりますし、コロナ蔓延期、クラスター化施設の中で、施設をどういう、施設の職員をどこに配置すればいいか、強い抗体価を持った方々はレッドゾーンにとか、そういうのができるかと思っております。

実際、これ下の図ですけれども、私の施設のほうで、スタッフに対してやった検査です。このAグループというのは、いわゆるもくろみどおりといいますか、狙いどおり、ワクチンを7月、8月に接種して、3回、4回でこれだけの抗体価ができています、もくろみどおりうまくいった方々です。次のページ行きますと、Bグループですけれども、この方々は、3回、4回しっかり、4回打ってるんですけども、あまり抗体価、伸びがなかったというグループが一定程度ございます。Cグループは、これはもう明らかにワクチンを2回ぐらいしか打ってなくて、当然ながら、抗体価ができていないという方々。Dグループとい

うのは、これ、もともとワクチンを打ってない方ですから、当然抗体価も上がってないということです。Eグループというのは、ワクチン未接種で、今回、8月に感染した方なんですけども、感染してもやっぱり全然抗体価上がってない。一度かかればもう大丈夫だなんていうのが、いかに神話かなって分かると思うんですけども。続きまして、このFグループというのは、これ、明らかに抗体の数が多い。この方がどういう方々かという、ワクチン接種を3ないし4回、しっかり打った上で感染した方々という方々は、しっかりした抗体を持っている。最近のはやはりハイブリッド抗体者とか言ってますけども、こういった方々については、一定の強さを持ってるんじゃないかと推察できます。

次のページですけども、これは岡山県の岡山大学が行った調査です。3,000人の方々を対象に、ワクチン接種、3回接種後の抗体価を図ったものです。1,000人が健常者、2,000人が施設にいる方のお年寄りです。見て分かりますけども、グリーンの枠に囲ってあるとおり、一番下の欄に年齢が書いてありますけども、おおむね高齢者においても、きちんとグリーンの一定程度のいい抗体ができています。ただ、赤い部分を見てみますと、これは抗体ができなかった方とか、できても僅かだったという方が、やはり65歳を境に急に増えてきています。高齢者にはやっぱり抗体が、ワクチンを打ってもできてない方がいらっしゃるということが分かりました。

次に、青いグループなんですけども、青枠の中には、クラスター化して死亡者が出た施設の高齢者の方で、感染後、復活した方々です。この方々は、全員抗体価を持っていました。亡くなった方の抗体価はその後調べておりませんで分かりませんが、ここがゼロと見ると、ひょっとすると、この抗体価、得られなかった方がもう亡くなっているのかもしれないかもしれません。こういった形では推測できます。

以上のことから、今回分かったことは、ワクチン接種をしても、抗体の獲得には大きなばらつきがあるということ、4回接種しても十分な抗体が獲得できない方がいること。それから、ワクチン接種後の抗体、だんだん減ってくるわけですけども、この減り方、減少傾向にも個人差があるので、接種間隔を、一律にするのはちょっと実態に合わないんじゃないかなというふうに思いました。

それから、当然ながら、接種回数が少ない者の抗体価は低いですし、感染したといっても十分な抗体が・・・とても言えない。先ほど言った二度、三度ということはある程度ということですね。一方、ワクチン接種と感染した方々というのは非常に高い抗体価を持ってる方がいらっしゃるということ。それから、中和抗体の検査によって、抗体が出来上がってない弱い感染弱者というものをあらかじめ抽出して、より効率的な感染対策ができるんじゃないかと思いました。一律の感染対策じゃなくて、例えば高抗体価を持ってる強い高齢者については、面会なんかでも徐々に許していいんじゃないかなということも言えますし、また、強い免疫を持った職員については、レッドゾーンなんかで頑張ってもらえるんじゃないかと思います。

また、残念ながら、ワクチン接種に消極的な職員もやっぱりいらっしゃいます。そうい

った方々に、実際、抗体価を測って、こんな程度なんだよと言うと、やはり打ったほうがいいかなと思ってもらえるので、そういう働きもできると思います。

そういった点では、最近、この抗体価を測るキットも非常に簡便なものできていて、施設独自でもできるようになっておりますので、できればこれから先、ウィズコロナ・ポストコロナに踏み出すためにも、勇気づけるためにも、施設が少しでも、何ていいですか、住みやすい環境をつくる上でも、中和抗体の検査というものを東京都の支援でできればいいかなと思っております。

私のほうから以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点か現場のお声、聞かせていただきました。

まず、コロナについては、本当に今回、いろんな面でご協力いただき、そういう中で、まだ歩み中ではありますが、この間に積み重ねてきた、例えば自宅での療養中の患者さんに対して、24時間体制で支援をしていただく、そのような構築も進んでまいりました。お薬を届けるとか、そういう、まさに地域包括ケアシステムの、言ってみれば予行練習と言ったらあれですけど、それを想定した形のまま進んで、そしてまた、今後さらにそれを充実させていくためにも、いろいろ地域包括ケアのあるべき姿ということを考えながら、推進に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、私のほうからは、先ほど救急災害の医療について猪口先生からお話ございました。災害時には、拠点病院中心に重層的な体制を確保するわけですが、今回のように、そういう災害と同時にコロナが起っていた場合どうするかとか、その感染状況に応じて、臨時の医療施設も設置する、これも猪口先生のところでも大変、皆様方、ご協力いただいたわけですが、それに応じた臨時の療養医療施設の設置、これからもその病床の確保に努めていくと、今日も記者会見でその旨も発表したところであります。

災害時、そして感染症が拡大しているとき、医療体制の在り方についてはいろんな機関とも連携が必要でございますし、そこはしっかり検討して、体制強化を図っていききたいと考えております。ありがとうございます。

○司会 福祉保健局からもお願いいたします。

○福祉保健局長 それでは、私のほうからは、地域包括ケアの基盤となります病院とか診療所のネットワークのことについてお話しさせていただきたいと思っております。

都は、これまで地域医療を担う医療機関の連携を推進するため、デジタル技術を活用したネットワークを構築して、診療情報の共有等を図ることを目的とした東京総合医療ネットワークの取組に関して支援をしてまいりました。現在、国において、保健医療情報を全国で確認できる仕組みの構築に向けた検討が進んでおりますけれども、都といたしましては、こうした既存の地域医療連携ネットワークによる情報供給の取組と整合性を図るということを要望してまいりたいと思っております。

今後も、医療機関における医療情報の連携、推進に向けまして取組を進めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

○健康危機管理担当局長 私からは、角田先生からお話があった点について、ちょっとここでお答えさせていただきたいと思います。まず、日頃より、新型コロナ対策につきましてご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

国との連携、あるいはいろんな関係の連携でございますけど、今、まさしく感染症法の改正が国会で審議されておりました、来週にも参議院を通過して成立するというふうに言われております。

その中では、本改正案の中には、新しく、いわゆる保健所設置区市だけではなくて、地域の医療関係者と連携協議会もつくることが法定されております。そうしたことですとか、あとは病床に関しても、今もいろいろ協定というか文書を交わさせていただいてますけども、改めて法律の中で、事前協定の話、あるいは今日の健康観察につきましても、東京都が先鞭をつけて、医師会のご協力をいただいてやっておりますけど、それが改めて法定化されたということになりますので、より一層、今度の新しい新興感染症の中では、そういった取組というのが、今回の、これまでの経験というのが法律の中に取り入れられたというふうに形なっていると思っております。そうした意味で、そういった仕組みをますますつくっていかねばならないと思っております。引き続き医師会の皆様にご協力いただきながら、新しい法律の枠組みの中でも体制構築というのをしっかりやっていかねばならないと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、第2点目の平川先生の抗体の話について、私のほうからご説明というかご回答をさせていただきます。

まさしく、お話のとおり、ワクチンの効果というのを、ワクチンの接種を進める上で、見える化していくということは非常に大切な取組だというふうに私たちも思っております。ご案内のとおり、令和2年度から、厚生労働省のほうでは、都内の複数自治体というのをいわゆる選んで、住民の抗体保有状況というのを把握するための疫学調査を行っております、都でもそれに協力をしておりまして、令和4年度も2回の調査を予定されております。

都でも独自に医学研とか都立病院のシステムを使いながら、ワクチン接種後の抗体価の推移について継続して調べておりまして、専門家による分析、意見等を踏まえまして、都民の方に分かりやすく伝えております。引き続きそうした取組もやりながら、ちょっと考えていきたいと思っております。以上でございます。

○司会 都側からのコメント、以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

○東京都医師会（猪口副会長） ですから、しつこいようですか、ぜひああいう臨時の医療施設をつくることっていうのは、私はもう絶対に必要だと思います。じゃないと、必ず、急に感染症が増えたときに、絶対に逼迫します。今の医療体制だと絶対に逼迫します。これは解決しません。ですから、やはりそういうキャパシティを持ったものをつくってお

くということで緩衝、そこでわあっと立ち上がるときにどんどん入れていくということで、
平時の病床を移していくという時間が取れますから、そういうことをしない限りは、私は
また大きい波が来ると逼迫すると、これ、繰り返しになると思いますから、ぜひ解決策と
して、そこをお考えいただければと思います。よろしくお願いします。

○小池知事 そういうときに、ベッドは幾らあっても、人がいないと意味がないねという
ことをずっと言われてきて。

○東京都医師会（猪口副会長） そうです。

○小池知事 だから、そのローテーションとかアロケーションとか、そういうのができ
れば、そういう考え方もあると思うんですが。

○東京都医師会（猪口副会長） 十分できます。

○小池知事 今のよく覚えておきます。ありがとうございます。

○東京都医師会（猪口副会長） 平時から訓練しておけばいい。

○小池知事 安心しました。

○東京都医師会（猪口副会長） はい。

○小池知事 ありがとうございます。

○司会 よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもあり
がとうございました。

（東京都医師会 退室）